

○御大札記念模範林規則

(昭和3年7月27日告示第366号)

御大札記念模範林規則次ノ通定ム

御大札記念模範林規則

第1条 県ハ御大札ヲ記念スル為メ本則ノ定ムル所ニ依リ土地所有者ト収益ヲ分収スルノ契約ヲ以テ私有林野ニ地上権ヲ設定シ造林ヲ行フ

第2条 県ハ造林地ノ新植補植手入防火線ノ設置其ノ他造林上必要ナル事業ヲ行フ

第3条 土地所有者ハ造林地保護ノ為メ次ノ事項ヲ行フ義務ヲ負フモノトス

- (1) 火災ノ予防及消防
- (2) 盗伐誤伐侵墾採草放牧其ノ他ノ加害行為ノ予防及防止
- (3) 有害鳥獸ノ駆除
- (4) 境界標其ノ他ノ標識ノ保存

土地所有者ハ前項ノ保護ニ付キ知事ノ指揮アリタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第4条 造林地ニ火災又ハ盗伐アルトキハ土地所有者ハ直ニ其ノ防止ニ必要ナル措置ヲ執ルト共ニ其ノ旨知事ニ通報スヘシ造林地ノ附近ニ火災発生シ造林地ヲ害スル虞アルトキ亦同シ

造林地又ハ其ノ附近ニ病虫害其ノ他ノ異状ヲ生シ造林地ニ損害ヲ及ホスノ虞アルトキハ土地所有者ハ其ノ旨知事ニ通報スヘシ

第5条 土地所有者ハ次ノ産物ヲ採取スルコトヲ得

- (1) 下草及菌蕈ノ類
- (2) 樹実落葉及落枝
- (3) 手入ノ為メ伐除スル枝条ノ類
- (4) 植栽後15ケ年内ニ於テ手入ノ為メ伐採シタル樹木

前項ノ産物ヲ採取セムトスルトキハ其ノ種類数量時期及方法ヲ定メ予メ知事ノ承認ヲ受クヘシ

第6条 造林著手後天然ニ生シタル樹木ハ之ヲ造林木ト看做ス造林著手前ヨリ存スル樹木ニシテ造林木ト共ニ生育セシムルモノ亦同シ

第7条 根株ハ別段ノ契約アルモノノ外土地所有者ノ所有トス

第8条 造林地ノ収益分収ノ歩合ハ県10分ノ6土地所有者10分ノ4ヲ標準トシ地代造林費其ノ他契約ノ実行ニ要スル費用ヲ参酌シテ之ヲ定ム

第9条 造林地ノ収益分収ハ立木ノ儘売払ヒタルトキハ其ノ売払代金伐木運搬又ハ加工シテ売払ヒタルトキハ其ノ売払代金ヨリ之ニ要シタル費用ヲ控除シタル金額ヲ以テ之ヲ行フ但シ知事ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ材積ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於ケル費用ハ時価ニ依リ材積ニ換算スルモノトス

第10条 売払代金ヲ以テ収益分収ヲ為ス場合ニ於ケル樹木ノ売払及材積ヲ以テ収益分収ヲ為ス場合ニ於ケル分収樹木ノ指定ハ知事之ヲ行フ

第11条 造林ニ係ル樹木ニ関シ第三者ヨリ受ケタル賠償金其ノ他ノ取得金ハ其ノ請求又ハ復旧ニ要シタル費用ヲ控除シ収益分収ノ歩合ニ依リ之ヲ分収ス

第12条 土地所有者造林地又ハ其ノ土石若ハ契約ニ係ル自己ノ権利ヲ処分セムトスルトキハ知事ノ承認ヲ受クヘシ

第13条 造林地ニツキ新ニ権利ヲ取得シタルモノハ之ヲ証スヘキ証書添付ノ上知事ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ怠リタル為メ生シタル損害ニ付テハ県ハ其ノ責ニ任セス

第14条 公用若ハ公益事業ノ為メ必要アルトキ又ハ造林地ノ経営ニ支障ナキトキハ知事ハ造林地ヲ貸付シ又ハ使用セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル貸付料又ハ使用料ハ土地所有者ノ収入トシ其ノ額ハ知事之ヲ定ム

第15条 次ノ場合ニ於テハ知事ハ契約ノ全部又ハ一部ヲ解除スルコトアルヘシ

- (1) 公用又ハ公益事業ノ為メ必要アリト認メタルトキ
- (2) 契約ノ目的ヲ達成スルコト能ハスト認メタルトキ
- (3) 造林地ヲ林野以外ノ用途ニ供スヘキ特別ノ必要アルトキ

第16条 前条ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタルトキハ直ニ収益分収ヲ為ス

第17条 造林地ノ地上権ニ関スル登記ハ知事之ヲ囑託ス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス